

# 小城市市営浄化槽事業



問合せ：小城市役所 建設部 下水道課

TEL 37-6122 / FAX 37-6174

◎小城市役所 建設部 下水道課（東館2階）

〒845-8511 小城市三日月町長神田 2312 番地 2

## ～はじめに～

小城市では、地域の特性に応じて、公共下水道事業、農業集落排水事業、小城市市営浄化槽事業を行います。それぞれ処理方式に違いがありますが、目的は同じで、生活環境を改善し、公共用水域の水質保全に寄与することです。

### ◎小城市市営浄化槽事業の概要

これまで生活排水を処理するため浄化槽を設置する個人に対して国・県・市が補助金を交付してきましたが、小城市市営浄化槽事業では、下水道計画区域外のエリアを対象に小城市が主体となって浄化槽の設置と維持管理を行います。

ただし、下水道計画区域内のエリアであっても、下水道事業計画の協議を受けていないところについては、これまでどおり家庭用合併処理浄化槽の補助を行います。

### ◎目次（ページ）

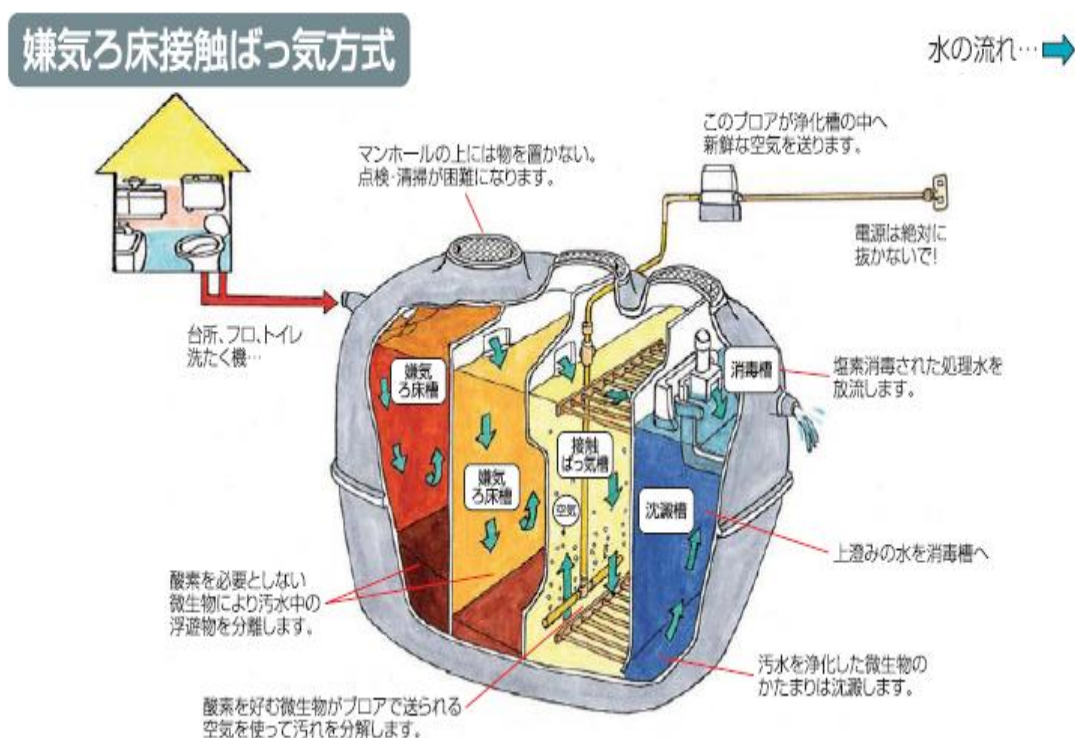
|   |                            |        |
|---|----------------------------|--------|
| 1 | 合併処理浄化槽とは ～浄化槽は個人下水道～      | ・・・ 1  |
| 2 | 工事の費用負担について                | ・・・ 2  |
| 3 | 工事に係る費用負担区分表               | ・・・ 3  |
| 4 | 維持管理の費用負担について              | ・・・ 4  |
| 5 | 申請者（使用者）の費用負担について          | ・・・ 5  |
| 6 | 排水設備について                   | ・・・ 7  |
| 7 | 浄化槽排水設備工事にかかる補助金及び融資制度について | ・・・ 8  |
| 8 | 浄化槽の帰属について                 | ・・・ 9  |
| 9 | 市営浄化槽の設置申込み手続き             | ・・・ 10 |

1 合併処理浄化槽とは ～浄化槽は個人下水道～

## ■浄化槽のしくみ

台所、風呂、洗濯排水等の生活雑排水と水洗トイレの排水をあわせて微生物の働きにより処理します。

この処理により汚れは約1/10となり、川や海への影響が少なくなります。



浄化槽はBOD 除去率 90%以上・処理水質はBOD 20 mg/ℓ 以下で、これは公共下水道や農業集落排水処理施設と同程度です。

## BODってなに？

Biochemical Oxygen Demand (バイオケミカル・オキシゲン・デマンド)

生物化学的酸素要求量

BODとは水の中の汚れがどれくらいあるかを示すものです。水の汚れが大きいと、水中の微生物がたくさん増え、息をすることによって酸素がたくさん使われます。すなわち微生物によって使われた酸素の量のことをいいます。BODが大きければ水中の汚れが大きいことを示すため、水の汚れぐあいの指標とされています。

## 2 工事の費用負担について

### (1) 施工および管理の費用区分

#### ① 市の施工と管理部分（図の赤色の部分が対象）

浄化槽本体とその流入・流出管（上下流計1㍻以内）までが、市が費用を負担して工事を行う範囲になります。

##### 《小城市負担》 ※標準工事

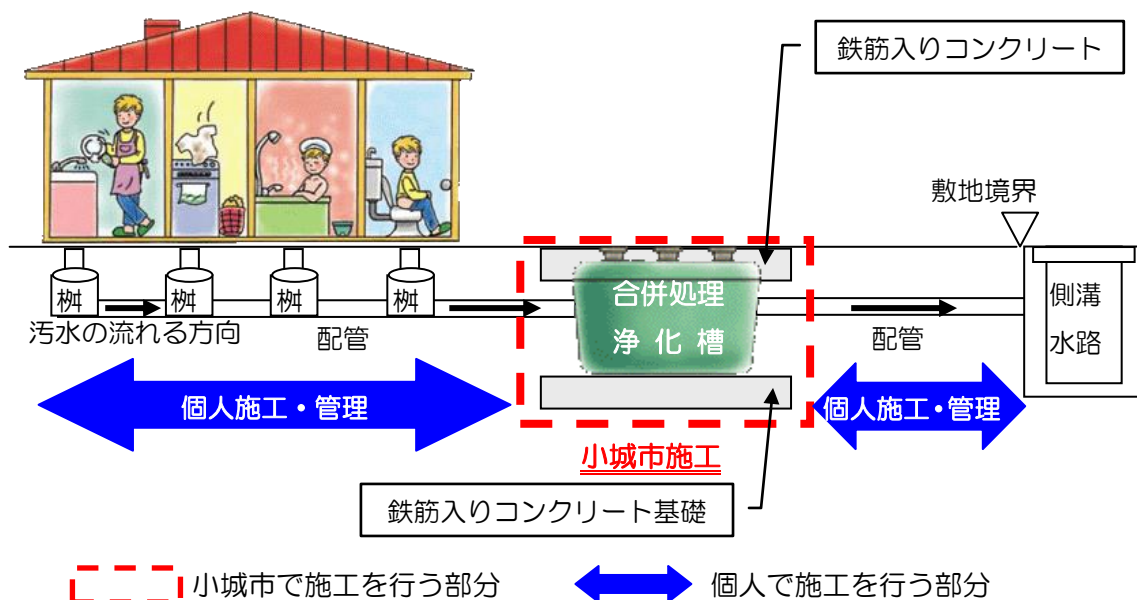
- ・浄化槽本体工事（ブロワ含む）
- ・浄化槽への流入管と浄化槽からの流出管（上下流計1㍻以内）

#### ② 個人の施工と管理部分（図の青色の部分対象）

上記①以外の部分については、個人で工事と維持管理ならびにそれらに要する費用をご負担いただくことになります。

##### 《個人負担》

- ・浄化槽までの排水設備工事及び浄化槽から排出先までの排水設備工事
- ・標準工事以外の工事（駐車場・放流ポンプ等）
- ・工事に障害となる物の撤去費用（樹木・埋設物・車庫等）



※詳しくは、次ページの工事に係る費用負担区分表をご覧ください。

### 3 工事に係る費用負担区分表

|   | 工事に係る費用負担項目                                | 小城市 | 申請者 |
|---|--------------------------------------------|-----|-----|
| ① | 浄化槽本体（ブロワ含む）購入費                            | ○   |     |
| ② | 浄化槽本体（ブロワ含む）設置工事                           | ○   |     |
| ③ | 本体設置に係る設計費                                 | ○   |     |
| ④ | 浄化槽への流入管と浄化槽からの流出管<br>（上下流1 ㍿を限度）          | ○   |     |
| ⑤ | 受益者分担金（5 ページ参照）                            |     | ○   |
| ⑥ | トイレの水洗便所購入費及び改造費                           |     | ○   |
| ⑦ | 単独浄化槽等の埋設物撤去費                              |     | ○   |
| ⑧ | ブロワの電源を確保するための電気設備工事費<br>（コンセントの設置）        |     | ○   |
| ⑨ | 浄化槽までの排水設備工事及び浄化槽から排出先<br>までの排水設備工事        |     | ○   |
| ⑩ | 設置予定場所にある建物・工作物・樹木等の撤去、<br>移設費             |     | ○   |
| ⑪ | 駐車場等（補強工事）に関わる工事費                          |     | ○   |
| ⑫ | 建築物等の基礎部分の外側から、45 度以下に浄<br>化槽を設置する場合の擁壁工事費 |     | ○   |
| ⑬ | 放流先水位が高い等により放流ポンプが必要にな<br>った場合の放流ポンプ設置費    |     | ○   |
| ⑭ | その他標準工事以外に発生する浄化槽設置に必要な<br>工事              |     | ○   |

## 4 維持管理の費用負担について

### (1) 維持管理に係る費用

- ① 定期の保守点検や薬品の補充費
- ② 年1回の汚泥引き抜き清掃費
- ③ 年1回の法定点検費
- ④ ブロワの修繕費等

※浄化槽設置後は、小城市が維持管理業者と委託契約を締結し、維持管理（点検・清掃・修繕等）を行います。

|   | 維持管理に係る費用負担項目                           | 小城市 | 使用者 |
|---|-----------------------------------------|-----|-----|
| ① | 浄化槽使用料（6ページ参照）                          |     | ○   |
| ② | 浄化槽保守点検、消毒薬品代                           | ○   |     |
| ③ | 浄化槽清掃費                                  | ○   |     |
| ④ | 法定点検費                                   | ○   |     |
| ⑤ | ブロワの部品交換・修理に係る費用                        | ○   |     |
| ⑥ | 耐用年数を経て交換が必要となったブロワ本体の費用                | ○   |     |
| ⑦ | 耐用年数を経て交換が必要となった浄化槽本体の撤去費用及び設置に係る費用     | ○   |     |
| ⑧ | ブロワの電気代、浄化槽清掃等に使用する水道代                  |     | ○   |
| ⑨ | 標準工事以外の工事設備の管理・修繕・移動・撤去に係る費用（放流ポンプ、擁壁等） |     | ○   |
| ⑩ | 使用者の都合による浄化槽の移動・撤去に関する費用                |     | ○   |
| ⑪ | 使用者の責により必要となった浄化槽の修繕に係る費用               |     | ○   |

## 5 申請者（使用者）の費用負担について

### （１）受益者分担金

浄化槽の設置に要する費用の一部を負担していただきます。受益者分担金額は、浄化槽の大きさ（人槽）によって異なります。

《分担金額》

| 人槽区分   | 受益者分担金額  | 人槽区分             | 受益者分担金額              |
|--------|----------|------------------|----------------------|
| 10人槽以下 | 180,000円 | 11人槽以上<br>50人槽以下 | 標準工事に係る費用に0.4を乗じて得た額 |

- ※ 51人槽以上の浄化槽については、市が行う企業誘致により、小城市に進出した企業について市長が特に必要と認めた場合は事業の対象となります。
- ※ 設置する浄化槽の大きさは、一般住宅の場合、建物の延床面積で決まります。130㎡以下で5人槽、130㎡より大きければ7人槽、浴室・台所が2以上ある2世帯住宅で10人槽となります。
- ※ 一般住宅以外、11人槽以上の浄化槽はJISの算定基準によります。
- ※ 「JIS」とは、日本工業規格の略称で、工業標準化法に基づき、制定された工業標準で、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準について規定されています。

### ◎ 受益者分担金の納付方法

受益者分担金は、市営浄化槽の設置の決定を通知された申請者に、当該浄化槽の設置にかかり一度限り賦課します。分担金は、4年間分割（年3期、計12回）で納めていただく方法と、一括して納めていただく方法があります。

《納期及び納付額》

| 納期  | 7月1日から<br>末日まで | 11月1日から<br>末日まで | 2月1日から<br>末日まで |
|-----|----------------|-----------------|----------------|
| 納付額 | 15,000円        | 15,000円         | 15,000円        |

#### ※ 一括納付報奨金

一括して受益者分担金を納めていただく場合は、繰り上げた納付額に対し、繰り上げ期数に応じた交付率で報奨金が交付される前納報奨金制度があります。

#### ※ 受益者分担金の徴収猶予・減免制度

受益者分担金は、すべての市営浄化槽に賦課しますが、受益者の状況によって徴収猶予や減免される場合があります。



## (2) 浄化槽使用料

浄化槽の使用開始後は、保守点検や消毒薬品の補充、汚泥の引き抜き、清掃、法定検査等、法律で義務付けられた維持管理を市が行います。それらに係る費用の一部を使用料として市に納めていただきます。

(下水道使用料と同じ計算方法により使用料を算定します。)

### 《使用料金表》

| 使用料（1ヶ月につき） ※50人槽まで                        |       |                            |
|--------------------------------------------|-------|----------------------------|
| 使用水量                                       | 基本料金  | 超過料金（1 m <sup>3</sup> につき） |
| 7 m <sup>3</sup> まで                        | 800 円 |                            |
| 8 m <sup>3</sup> から 50 m <sup>3</sup> まで   |       | 150 円                      |
| 51 m <sup>3</sup> から 100 m <sup>3</sup> まで |       | 160 円                      |
| 101 m <sup>3</sup> 以上                      |       | 180 円                      |

※ 51人槽以上の使用料については、維持管理費を考慮して別に算定します。

※ 浄化槽使用料は、上記の料金表より算出した金額に消費税を加算した金額とし、10円未満は切り捨てとなります。

### 《浄化槽使用料早見表》

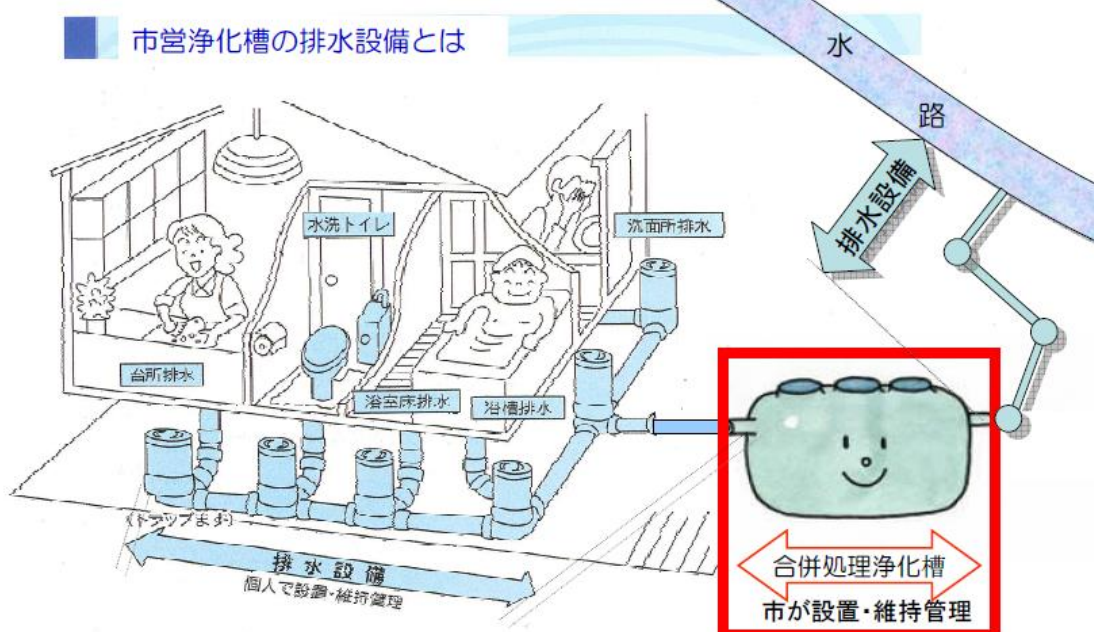
| 使用水量               | 基本料金  | 超過料金     | 消費税     | 合計       |
|--------------------|-------|----------|---------|----------|
| 10 m <sup>3</sup>  | 800 円 | 450 円    | 100 円   | 1,350 円  |
| 20 m <sup>3</sup>  | 800 円 | 1,950 円  | 220 円   | 2,970 円  |
| 30 m <sup>3</sup>  | 800 円 | 3,450 円  | 340 円   | 4,590 円  |
| 40 m <sup>3</sup>  | 800 円 | 4,950 円  | 460 円   | 6,210 円  |
| 50 m <sup>3</sup>  | 800 円 | 6,450 円  | 580 円   | 7,830 円  |
| 100 m <sup>3</sup> | 800 円 | 14,450 円 | 1,220 円 | 16,470 円 |

#### (計算例) 月に 20 m<sup>3</sup>使用の場合

|      |                                                 |         |
|------|-------------------------------------------------|---------|
| 基本料金 | 7 m <sup>3</sup> まで                             | 800 円   |
| 超過料金 | (20 m <sup>3</sup> - 7 m <sup>3</sup> ) × 150 円 | 1,950 円 |
| 消費税  | 8%                                              | 220 円   |
| 計    |                                                 | 2,970 円 |



## 6 排水設備について



上図の浄化槽に流入し、浄化槽から放流する青色の配管・柵等を合わせて「排水設備」といいます。この部分は申請者の皆様のご負担で設置・維持管理していただきます。

### 《工事》

排水設備の設置は、必ず小城市が指定した「排水設備指定工事店」へお申し込みください。指定工事店以外が工事をすることはできません。

指定工事店の一覧は、下水道課でお配りしているほか、小城市ホームページからもダウンロードできます。

### 《費用》

工事費は、家屋や敷地の形状、便器のタイプによって異なります。詳しくは、排水設備指定工事店から見積りをお取りください。

### ※「排水設備指定工事店」とは？

基準にあった完全な設備をつくるために必要な技術を習得している責任技術者を有し、不当な請求や粗悪工事、粗悪品の販売等をなくして、安心して工事を任せることができるように指定したものです。

## 7 浄化槽排水設備工事にかかる補助金及び融資制度について

### (1) 下水道等宅内改造積立金補助金交付制度

#### 〈補助金交付対象者・対象期間〉

排水設備工事のため、金融機関で1年以上継続して定期積立を行った方です。

#### 〈積立金の補助対象限度額〉

1戸につき・・・100万円 ※トイレが2ヶ所以上ある場合・・・150万円

#### 〈補助金の交付額〉

排水設備工事費か積立金額のいずれか少ない金額の2%を交付します。

#### (例) 積立金額・・・100万円

工事費用・・・80万円 ⇒  $80\text{万円} \times 0.02 (2\%) = 16,000\text{円}$  (交付額)

#### 〈補助金交付申請〉

排水設備工事の完了検査後、30日以内に積立金補助交付申請書及び金融機関の発行する積立証明書などを市へ提出してください。

### (2) 水洗便所等改造資金利子補給金交付制度

#### 〈利子補給金交付対象者〉

市町村税など及び浄化槽受益者分担金の滞納のない方です。

#### 〈利子補給金対象金額〉

排水設備工事にかかった金額です。

※(1)の積立金補助金交付制度と併用の場合は排水設備工事費から積立金額を差引いた金額が対象になります。

| 市営浄化槽設置完了通知を受けた日から排水設備工事完了日 | 補給率  |
|-----------------------------|------|
| 1年以内                        | 100% |
| 1年を経過し2年以内                  | 80%  |
| 2年を経過し3年以内                  | 50%  |

#### 〈利子補給金融資対象限度額〉 40万円

#### 〈利子補給金の申請〉

金融機関より融資を受けた方が、融資金を完納されてからの利子補給金の交付申請になりますので、排水設備工事完了検査時に検査員へおたずねください。

### ◎指定金融機関

・佐賀銀行（小城市内各支店・出張所）・佐賀県農業協同組合（小城市内各支所）  
・佐賀共栄銀行（小城支店）・九州労働金庫（小城多久支店）・佐賀東信用組合（小城市内各支店）・佐賀県信用漁業協同組合連合会（芦刈営業店）・郵便局（小城市内 ※ただし水洗便所等改造資金利子補給金交付制度は対象外となります。）

## 8 浄化槽の帰属について

市営浄化槽事業区域内にある個人が設置した既存合併浄化槽のうち、条件を満たし、生活排水を適切に処理する機能を有するものについては、小城市に帰属させることができます。帰属されますと市営浄化槽事業と同じく、使用料をご負担いただき維持管理を小城市で行います。（※受益者分担金は発生しません。）

※「帰属」とは、物・権利等が、特定の人・団体・国等の所有となることです。

※維持管理の費用負担については4ページをご参照ください。

### （1）帰属の条件

- ① 浄化槽の使用人員が適正であること。
- ② 浄化槽用地を小城市が無償で使用するについて、土地所有者と帰属申請者が同意書を提出すること。
- ③ 浄化槽設置届を保健福祉事務所に提出していること。
- ④ 原則として、合併浄化槽登録制度により、登録を受けた浄化槽であること。
- ⑤ 申請の日以前1年間の保守点検が適正に行われていること。
- ⑥ 申請の日以前1年間にブロワの消耗品の交換が行われていること、もしくは小城市が浄化槽の管理を開始する前に行うこと。
- ⑦ 申請の日以前1年間の法定検査結果が不適正でないこと。
- ⑧ 補修工事等の必要がないこと。
- ⑨ 周囲に浄化槽の維持管理に支障を及ぼす構造物がなく、かつ浄化槽の使用状況に問題がないこと。（現地確認を行います。）
- ⑩ 申請の日以降小城市が浄化槽の管理を開始する以前に、浄化槽内の汚泥を抜き取り、清掃を行うこと。

### （2）申請者

帰属の申請は、原則として現在の浄化槽管理者本人が行ってください。

※浄化槽管理者とは、浄化槽を所有している人、または使用している人を言います。

浄化槽保守点検記録表に記載されている浄化槽管理者名をご確認ください。

### （3）提出書類

- ① 既存浄化槽帰属申請書
- ② 既存浄化槽帰属同意書
- ③ 浄化槽法第7条、または11条検査結果書の写し  
（※申請日以前1年以内に行ったもの）
- ④ 申請の日以前1年間の浄化槽保守点検記録表の写し
- ⑤ 浄化槽設置届出書の写し

※ 帰属をするため、市へ提出していただいた検査結果書・保守点検記録表の状況や既存浄化槽の現地確認の結果、維持管理の状況が不適正である場合は、小城市への帰属ができない場合があります。

## 9 市営浄化槽の設置申込み手続き

### (1) 申請の条件

- ① 浄化槽の設置に係る土地を小城市下水道課が無償で使用するについて、土地所有者の同意があること。
- ② 浄化槽設置完了後、1年以内に排水設備工事を完了し、浄化槽の使用を開始すること。
- ③ 申請者もしくは申請者の代理人（同居成人に限る）が、市営浄化槽の申請書を提出する日までに浄化槽設置者講習会を受講すること。
- ④ 建売住宅の場合は、購入者が決定後、購入者から市営浄化槽設置申請を行うこと。  
不動産業者及び宅建業者の名義での市営浄化槽設置申請書の受付は行わない。

### (2) 提出書類

- ① 市営浄化槽設置申請書
- ② 市営浄化槽設置同意書
- ③ 佐賀県が実施する浄化槽設置者講習会の受講済証書の写し
- ④ 市営浄化槽を設置しようとする場所及びその付近の見取図
- ⑤ 建築物の面積求積図又は床面積が把握できる各階平面図・配管図

※設置申込みから設置工事完了（10人槽以下）までは、通常3～4ヶ月程度の期間が必要です。

### (3) 設置申込みから工事完了までの流れ

